

歩行中、高校生の原付にぶつられて、怪我をしました。高校生の親に賠償を求めることはできますか？

Q

私は、先日、歩行中、後方から原付にぶつられて怪我をしてしまいました。原付の運転者は17歳の高校生で、運転免許は持っていましたが、これまでに何度も交通違反をしていたそうです。私は、その高校生と両親に対して損害賠償を求めましたが、両親は、無責任にも「本人が払うから自分たちは払わない」と言っています。高校生に損害賠償の支払能力はなく、支払ってもらえないのは明らかです。

私は、その高校生の両親に対して、損害賠償請求をすることができないのでしょうか。

A

前回は、責任能力のない高齢者の事故に関するご相談でしたが、今回は未成年者の事故に関する相談です。未成年者が他者に損害を加えた場合、「自己の行為を弁識するに足る知能を備えていなかったとき」は賠償の義務を負いません(民法712条)が、そうでない場合には損害賠償の責任を負うこととなります。その境は、個別のケースによりますが、裁判例では11~12歳あたりと考えられているようです。本件では、加害者本人は17歳ですので、責任無能力とは言えず、損害賠償の責任を負うこととなると考えられます。

では、その両親に対して、損害賠償を請求できないのでしょうか。前回にご説明した民法714条は、加害者本人が「責任無能力」である場合に関するものですので、本件ではこれを根拠に、両親へ賠償請求することはできません。

しかしながら、両親は、親権者として子の生活全般を適切に監督する法的義務を負っていますので、その監督義務違反と原付事故の結果の間に相当因果関係が認められる場合には、民法709条に基づいて、直接、両親に対して損害賠償請求が可能であると考えられています。

本件では、さらに詳細な事実関係にもよりますが、加害者本人が何度も交通違反を繰り返していたにもかかわらず、両親が適切な指導、監督を行わず、今回もさらに交通事故を起こしたとのことですので、両親の監督義務違反と事故の因果関係が認められ、損害賠償請求が可能になる場合もあると考えられます。

【山田・立花法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

日ごろの思いを語り合しましょう

男性介護者のつどい

とき 1月28日(金)
午後1時~3時

会場 宍粟防災センター

内容 介護体験談 等

問い合わせ
社協本部・各支部



暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター

1月21日、28日(金)

2月4日、18日、25日(金)

午後1時30分~4時

※予約制となっております。

(山崎支部 62-5530)

◎介護・福祉相談

毎週月~金曜日

午前8時30分~

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービスマ等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

◎結婚相談

宍粟防災センター

1月20日(木)

2月3日、17日(木)

午後1時30分~4時

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。